

## 事故発生防止に関する指針

社会福祉法人 ともしび会  
特別養護老人ホーム 光峰苑

## 事故防止に関する指針

### 1.施設における介護事故防止に関する基本的な考え方

安全かつ適切に質の高い介護サービスを提供するために、介護・医療による事故を未然に防ぎ、万が一事故が発生した場合は速やかな対応と同じ事故を繰り返すことがないよう、職員一人ひとりが必要な予見知識の習得に努めると共に、組織的に事故防止対策に取り組む事により、利用者が安全で快適な生活を過ごしていただくよう努める。

### 2.介護事故防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

介護事故発生の防止に取り組むあたり、「事故防止対策委員会」を設営する。

#### (1) 設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万一介護事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、入所者・利用者に最善の対応を提供できる事を目的とする。

#### (2) 事故防止対策委員会の構成員

- ・施設長
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・看護師
- ・デイサービス管理者
- ・介護職員
- ・栄養士

\*必要により、施設長が指名する者をもって構成する。

#### (3) 事故防止対策委員会の開催

年に2回定期開催とし、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。

また、事故発生時等において必要な際には、随時委員会を開催する。

#### (4) 事故防止対策委員会の開催

- ①介護事故発生時の対応に関する事
- ②介護事故等ヒヤリハット報告、事故報告の分析及び改善策に関する事
- ③介護事故防止の改善策及びその周知徹底に関する事
- ④介護事故防止マニュアル・事故（ヒヤリハット）報告書等の整備に関する事
- ⑤介護事故防止のための情報提供に関する事
- ⑥介護事故防止のための職員研修に関する事

### 3.介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため事故防止対策委員会を中心とした介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を職員採用時に行うとともに、事故防止に関して年2回の職員研修を実施する。

### 4.介護事故、ヒヤリハット事例等の報告方法、及び介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

#### (1) 報告システムの確立

情報収集のため、事故報告書・ヒヤリハット報告書を作成し報告システムを確立する。収集された情報は、分析・検討を行い、事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用いる。

なお、事故報告書・ヒヤリハット報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

#### (2) 事故要因の分析

収集された情報は、事故防止対策委員会で問題点の分析・評価を行う。分析するに当たっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面などから要因分析を行い、再発防止に関する方策に生かす。その際には業務改善のための情報分析も合わせて行うものとする。

#### (3) 改善策の周知徹底

事故報告書、ヒヤリハット報告書は、各事業所にて立案した対策を明記し、全て全事業所へ配布する。また事故防止委員会にて事故報告書・ヒヤリハット報告書を集計し、介護事故発生時の状況を分析することにより、介護事故の発生原因、発生傾向、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を周知した上で実施する。

なお、防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価する。

### 5.介護事故等発生時の対応に関する基本方針

#### (1) 入所者、利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、入所者、利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。その際、過失の有無に関わらず、入所者、利用者及びご家族に誠実な対応を行うことを第一に心掛けなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処理については必ず記録し、損害保険の責を負う必要がある時は、速やかに応じるものとする。

#### (2) ご家族に対する説明・連絡

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況については適切な説明が迅速に行えるように努める。

①事故発生状況及び施設職員の対応状況

②事故発生原因及びその再発防止策

③事故による損害が発生している場合においては、施設のない賠償責任の有無

(3) その他の連絡・報告について

必要に応じて、サービス事業所等に連絡し、保険者に対して介護事故等の必要な報告を行う。

(4) 損害賠償

事故状況により賠償等の必要性が生じた場合は事業団の加入する損害賠償保険で対応する。

**6.この指針閲覧について**

この指針は当施設に事務所に常設しているほか、当施設のホームページにも掲載しておりいつでも自由に閲覧することができます。